

序章 計画の概要

1. 背景・目的

四街道市では、平成23（2011）年度に「四街道市公共交通のあり方」を検討し、「市内における公共交通サービスの地域間格差の改善」「コミュニティバス等の公共交通施策における負担等の考え方」「公共交通の利用促進」「地域主体の地域交通の確保支援」を基本方針に掲げ、持続可能で効果の高い地域公共交通の実現に取り組んできました。

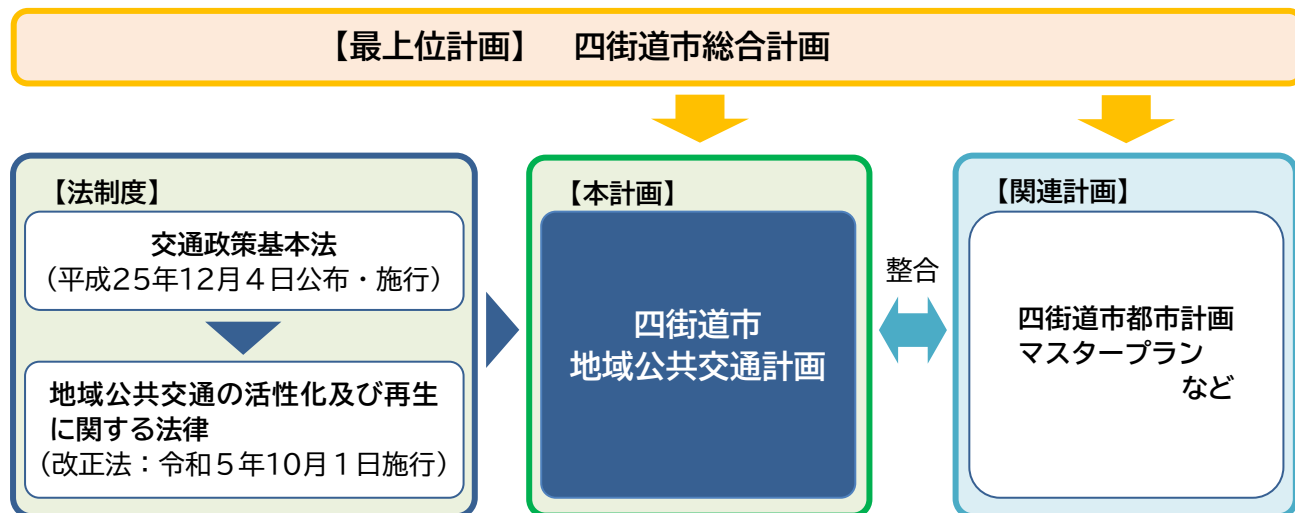
しかしながら、昨今は、新型コロナウイルス感染症の影響などによる利用者の減少、交通事業者の運転手不足による路線の廃止・減便、燃料費等の高騰、地域における高齢化の急速な進行など様々な問題が顕在化しており、地域公共交通を取り巻く環境は厳しさを増しています。

市内の公共交通機関は、鉄道、高速バス、路線バス及びタクシーのほか、公共交通空白地域の解消を目的とした市内循環バス「ヨッピー」などが運行されていますが、これらの移動手段を将来にわたって維持・充実させていくためには、社会環境の変化を踏まえながら、直面する課題の解決に向けて計画的かつ継続して取り組むことが必要です。

このことから、今後の人口減少や高齢化を見据えつつ、地域の移動実態や課題に応じた持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を図るため、四街道市にとって望ましい地域公共交通の姿や施策の方向性を明らかにすることを目的として「四街道市地域公共交通計画」を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、四街道市の最上位計画である「四街道市総合計画」に即し、「四街道市都市計画マスタープラン」などの関連計画と整合を図りながら進めるものであり、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び推進に関する基本的な方針などを示した法定計画となります。



3. 計画区域

本計画の対象区域は、四街道市全域とします。

4. 計画期間

本計画の対象期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

計画名等		令和							(年度)	
		6 2024	7 2025	8 2026	9 2027	10 2028	11 2029	～	25 2043	26 2044
四街道市地域公共交通計画 令和7～11年度										
四街道市総合計画	基本構想 令和6～25年度									
	第1期基本計画 令和6～10年度									
四街道市都市計画マスタープラン 令和7～26年度										

■ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（抜粋）

第三章 地域公共交通計画の作成及び実施

第一節 地域公共交通計画の作成

（地域公共交通計画）

第五条 地方公共団体は、基本方針に基づき、国土交通省令で定めるところにより、市町村にあっては単独で又は共同して、都道府県にあっては当該都道府県の区域内の市町村と共同して、当該市町村の区域内について、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（以下「地域公共交通計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 地域公共交通計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- 二 地域公共交通計画の区域
- 三 地域公共交通計画の目標
- 四 前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項
- 五 地域公共交通計画の達成状況の評価に関する事項
- 六 計画期間
- 七 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項